

情報プラザ

羽幌町役場

☎ 2-1211

■ インターネット

ホームページアドレス
<http://www.hokkai.jp/haboro/>
E-メールアドレス
kikaku@town.haboro.hokkaido.jp

■ 町長室のメールアドレス

sawayaka
@town.haboro.hokkaido.jp
ご意見お待ちしています

□ 町長との語り合いの場

『ふれあいトーク』
5人～10人くらいのグループで
開催日の10日前までに申込みを！

□ 出前講座（29講座）

『ほっと講座はぼろ』
5人以上の団体やグループが
主催する学習会等に町職員が
講師として出向きます

➔ お問合せ・申込み先

企画課広報広聴係
(内線252～254)

● ホタルの電話 ☎ 2-1310

1人でなやんで自分をイジメないで
かけてみよう『ホタルの電話』

離島人材育成基金 助成事業を活用して みませんか

「あなたの島の新しい地域づくり
をサポートします」

▼「離島人材育成基金助成事業」は、
離島住民の自主的な島づくり活動を
バックアップするための助成事
業です。

自分達の住む島の将来を自ら真
剣に考え、自ら意欲的に行動する
人材の育成を目的に毎年度全国的
に助成事業を行なっています。

■ 応募対象／離島に在住している
人、もしくは離島で活動している
グループ・団体などとなります。

■ 助成対象事業

① 本年度の助成対象事業は次の事
業で、離島の人材育成のための事
業とします。

◎ 離島の産業振興に係る事業
◎ 離島の生活・文化・福祉の向上
に係る事業

◎ 他地域との交流推進に係る事業
◎ その他人材育成に必要な事業
② 応募できる事業は、自ら新たに
取り組む事業とします。

※ 既存の事業や、運動会・祭り・
盆踊りなどの毎年の通常の行事、
政治・宗教・営利を目的とする
事業は対象となりません。

※ 国または都道府県から補助金
を受けている事業、または受け
ようとしている事業は応募でき
ません。

■ 助成金額／本年度助成額は、助
成金支給対象経費の2分の1以内
で、1事業につき50万円を限度額
とします。

※ 食料費並びに備品購入費など
は助成金支給対象経費になりま
せん。

※ 審査結果により助成額が減額
される場合があります。

■ 応募期間

平成15年2月28日（金）まで

■ 事業実施期間

平成15年4月1日から

平成16年2月29日まで

▼ 応募方法など問合せ先

企画課企画調整係

(内線253・254)

給 与所得者の確定申告

平成14年分の所得税の確定申告の相談及び申告書の受付が平成15年2月17日から始まりです。給与所得者の大部分の方は、「年末調整」によってその年の所得税が精算されるため、改めて確定申告をする必要はありません。しかし、給与所得者でも確定申告をしなければならぬ場合や、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない人
平成14年中の給与の収入金額が2千万円を超える場合

給与を1カ所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える場合

給与を2カ所以上から受けている方
確定申告をすると所得税が還付される場合

雑損控除／地震、火災、風水害などの災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合
医療費控除／病気やけがなどで一定の金額以上の医療費を支払った場合

合併処理浄化槽設置整備事業

平成15年度も引き続き行ないます

今年4月から受付を開始いたしますので、計画のある方は準備をお願いします。また、計画のない方でも生活排水などを浄化して川に戻す「合併処理浄化槽」は水質汚濁の防止、生活環境の保全を図るうえで、有効な手段となりますので、検討をお願いします。

対象地域／公共下水道事業計画区域を除く行政区域

(天売・焼尻・築別・寿町の一部・中央・平・上羽幌・高台・汐見)

補助対象者／上記の地域の方で、個人の専用住宅で処理対象

人員10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方

問合せ先／生活環境課環境衛生係（内線122・123）

住宅借入金（取得）等特別控除
一定の要件に当てはまる家屋の新築、購入、増改築をして平成9年1月1日から平成14年12月31日までの間に居住した場合で、その家屋の新築等のための借入金があるなどの一定の要件を満たす場合
問合せ先

留萌税務署（☎0164 42 0661）
税務課賦課係（内線133・134）